

その他

家計調査に協力を

家計調査は、毎月、総務省統計局が都道府県を通じて行っています。

この調査は、私たちの暮らし向きを家計の面からとらえるもので、一定の統計上の抽出方法に基づき選定した世帯に家計簿をつけていただき、その集計結果は経済政策や社会政策の基礎資料、経済動向や景気動向をみる一つの指標として活用されている重要な調査です。

調査員がお宅に伺いましたら、協力をお願いします。

なお、調査内容は、統計をつくるためだけに使用され、他に利用することは法律で固く禁じられています。ありのままを回答してください。

※調査員は「調査員証」を携帯していますので、確認してください。

問合せ先

愛知県統計課物価・消費統計グループ

☎052-954-6104

碧南警察署からのお知らせ 不法就労・不法滞在防止に協力を

不法残留者の推移

(法務省統計)

日本に滞在している不法残留者の数は、平成5年の約29万9,000人をピークに減少傾向にあり、平成26年1月1日現在で約5万9,000人となっています。

これら、不法残留者の大半は、不法就労していると見られており、凶悪犯罪や薬物犯罪などの悪質で組織的な犯罪に関与する割合も多く、治安対策上極めて重要な課題のひとつとなっています。

不法就労外国人を雇用しないために

不法残留者の数は減少傾向にありますが、不法就労を斡旋するブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。

また、これらブローカーや事業主のなかには、いわゆるピンハネをして不法な利益を得ている者や、過酷な労働条件で働かせている者も多く、外国人労働者保護の観点からも問題となっています。

警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取り締まりを強化しています。

事業主の皆さんへお願い

次の点に留意し、就労が認められていない外国人を決して雇わないようにしてください。

- ・外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、外国人登録証明書などの実物で在留資格、在留期間を確認してください。
- ・「留学」「家族滞在」などの在留資格は、原則就労活動が認められておらず、アルバイトを行う場合は、あらかじめ入国管理局で資格外活動の許可を受ける必要があります。
- ・留学生などについては、資格外活動の許可の有無、また、許可された活動内容も確認してください。
- ・在留カードには、就労制限の有無や資格外活動に関して明記されていることから、雇用する際はこれらの欄も確認してください。
- ・在留カードの導入により就労できるかどうかの判別が容易になるとともに外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。

愛知県障害者委託訓練 介護職員初任者研修①

とき 7月11日(土)～9月26日(土)の毎週土・日曜日、一部の水曜日、そのほか指定する日の午前9時～午後4時(全34回)

ところ 医療法人共和会病院B館(大府市梶田町2丁目33)



内容 介護職員に必要な知識や生活支援技術を身につける。

対象 軽度な精神障がいの方で訓練施設に自身で通える方

定員 7人(面接で選考)

受講料 6,070円(教材費)

申込方法 6月10日(水)までに八

ローワーク刈谷(刈谷公共職業安定所)へ申込

※求職登録が必要

申込・問合せ先

八ローワーク刈谷

☎21-5001